

# JADDOGほか近況報告

Aug 30, 2024  
Takayuki Ishihara

# JADOG近況

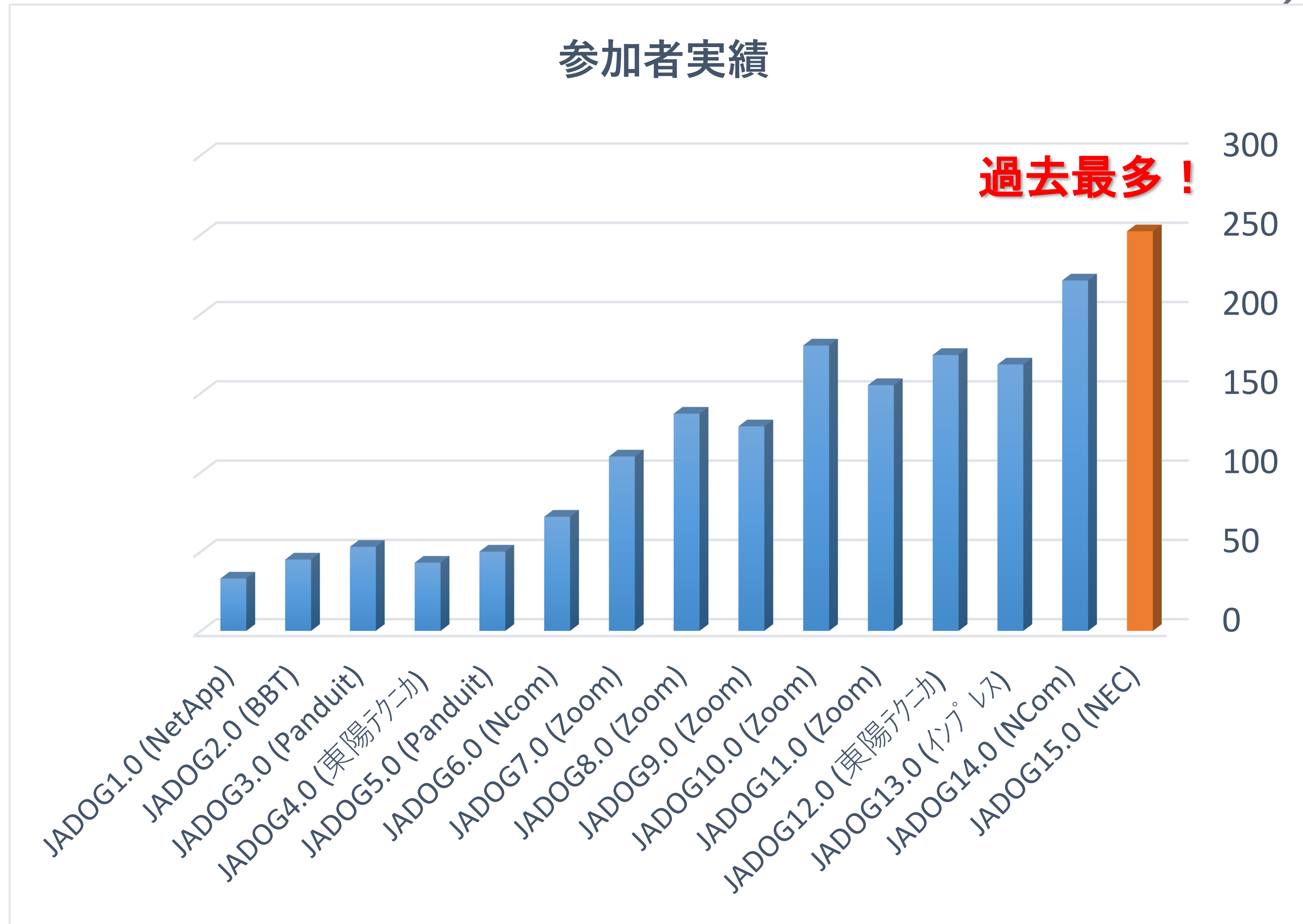
- 発足 2017年(7年目)
- 実施回数 15回
- 登録者数 608名(2024/7/16現在)
- 参加者数 約240名(Zoom含む)
- 連携団体 ホパスタ,インプレス,BICSI,  
w:media,他



# 本日のスケジュール

13:20	開催の案内	JADOG運営委員	津田 和樹
13:30	NEC神奈川2期棟／神戸3期棟のご紹介	日本電気株式会社	小林 祐貴 様
14:00	AMD最新サーバーCPU AMD EPYC概要	日本AMD株式会社	中村 正澄 様
14:30	Green Nexcenter ～生成AI時代における高発熱対応の超省エネ型データセンターサービス～	NTTコミュニケーションズ株式会社	松林 修 様
15:00	(休憩)		
15:10	データセンター利用者のニーズ動向・選定の考え方	株式会社RSI	杉浦 日出夫 様
15:40	日本のデータセンターの移り変わり ～データセンターと海底ケーブル～	株式会社ブロードバンドタワー	佐伯 尊子 様
16:10	オペスタから考えるデータセンター運用	オペスタ	高峯 誠 様 秋山 潤 様 大塚 舜佑 様
16:30	2024 BICSI Japan District Conference & Exhibitionご案内	BICSI JAPAN	松下 万亀子 様
16:40	JADOGからのお知らせ/懇親会場所案内	JADOG運営委員	石原 隆行 藤田 海太郎 中川 あきら
17:00	閉会		

## 参加者実績



# JADOG会則の制定

- 登録者数600名を超え、ボランティアの域を超える勢いとなってきました。団体としての意義や規則を謳った「会則」を作成。組織を明確化することとしました。

「日本データセンター・オペレーターズ・グループ」会則

第1条 (名称)  
本会の日本語名称を「日本データセンター・オペレーターズ・グループ」とする。  
2 本会の英語名称を「Japan Datacenter Operators' Group」とする。  
3 本会の省略名称を「JADOG」とする。

第2条 (目的)  
本会は国内外におけるデータセンターの業界動向や技術およびそれに関連する運用等に関して議論、検討、紹介することにより国内のデータセンター運用者、インターネット技術者、およびインターネットの利用者に貢献することを目的とする。

第3条 (活動)  
本会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。  
(1) 本会が別途定める SNS またはメールリストによる会員相互の情報交換  
(2) JADOG ミーティングの開催  
(3) 第2条に定める本会の目的を達成するために必要な活動

第4条 (会員)  
本会が別途定める SNS またはメールリストに登録された個人を会員とする。会員は次の各項に定める条件を満たさなくてはならない。  
(1) 反社会的勢力に属さないこと、かつ将来にわたっても属さないこと。  
(2) 本会則を順守し、かつ善管注意義務を果たし、他の会員等を誹謗中傷することなく業界の発展に資する言動に努めること。

第5条 (入会)  
本会の趣旨に賛同した者が第4条の会員の条件を満たすことにより入会となる。

第6条 (退会)  
会員は第4条に定める全ての条件からの脱退をもって本会を退会することができる。

第7条 (除名)  
第8条で定める運営委員会は以下のいずれかの項目に該当する会員を除名することができる。  
(1) 本会則に違反した会員  
(2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為を行った会員

第8条 (本会の運営)  
本会を運営するにあたり運営委員会を設置する。  
2 運営委員会に次の役割を設置する。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 1名  
(3) 会長、副会長を含む運営委員 5名以上

第9条 (選任等)  
運営委員会は会員から運営委員を選出する。  
2 運営委員は運営委員から会長および副会長を互選において選出する。  
3 運営委員、会長および副会長の任期は任意とする。

第10条 (職務)  
会長は本会を代表しその運営を総括する。また、次の書類を書面あるいは電子的手段で備える。  
(1) 会則  
(2) 会員の名簿 (ただし 電子メールアドレスまたは SNS のアカウントのみとする)  
(3) 運営委員の名簿 (氏名、連絡先、所属企業等)  
(4) その他本会運営に必要な書類  
2 副会長は必要に応じて会長の職務を代行することができる。  
3 運営委員は会則および会員からの意見を尊重し、本会を運営する。

第11条 (運営委員の解任)  
運営委員会はその任にふさわしくない運営委員を解任することができる。

第12条 (機能と運営)  
運営委員会は運営委員をもって構成される。  
2 運営委員会は本会運営に必要な事項を議決する。  
3 会長は運営委員会を招集し議長を務める。  
4 運営委員は議場に集合あるいは電子的手段で運営委員会に出席できる。  
5 運営委員会は本会運営に関わる重要な議決を行った場合、メールリストを通じて会員に報告する。

第13条 (議決)  
運営委員会は運営委員の過半数の承認を得て会員の除名、運営委員の選任および解任、そ

の他運営に関する重要事項についての議決を行う。可否同数の時は会長の決するところによる。

第14条 (年度)  
本会の年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第15条 (予算)  
運営委員会は予算を保有しないものとする。  
2 運営委員会は第三者に協賛を募る場合、その協賛は現金によるものではなくミーティング会場の提供や懇親会提供等の現金授受を伴わないものとする。  
3 運営委員会は飲食店等に会員から現金を徴収し代表して支払うことがあるが、運営委員会が各会員の支払いを取り纏めて代行するものであり、運営委員会が支払うものではない。

第16条 (本会の解散)  
本会は運営委員の4分の3以上の承認をもって解散することができる。

第17条 (会則の変更)  
本会則は運営委員の3分の2以上の承認をもって変更することができる。

附則  
本会則は、2024年7月19日から施行する。

## ■ 運営委員

会 長：石原(NEC)

副会長：藤田(GLBBジャパン)

運営委員：

田沢(銀政)

中川(JPIX)

澤村(さくらインターネット/JDCC)

三谷(さくらインターネット)

山口(ミライコミュニケーションネットワーク)

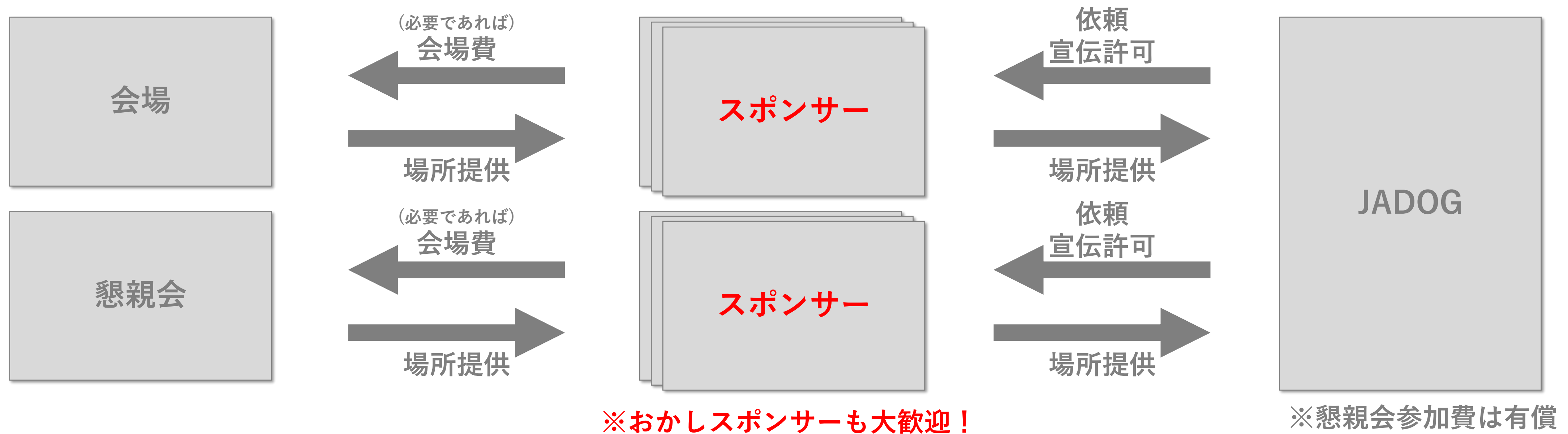
藁田(LINEヤフー)

水落(ブロードバンドタワー)

津田(パーテック)

# ■ スポンサー制度について

毎回100名越えとなり、会場キャパシティが確保しづらくなってきました。  
 次回JADOG16.0以降、**スポンサー制度**を導入します。



**スポンサーにノミネートされたい企業の方は、ぜひJADOG運営委員まで！**



ぜひ  
ご参加ください！

